

高梁市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
高梁市教育委員会

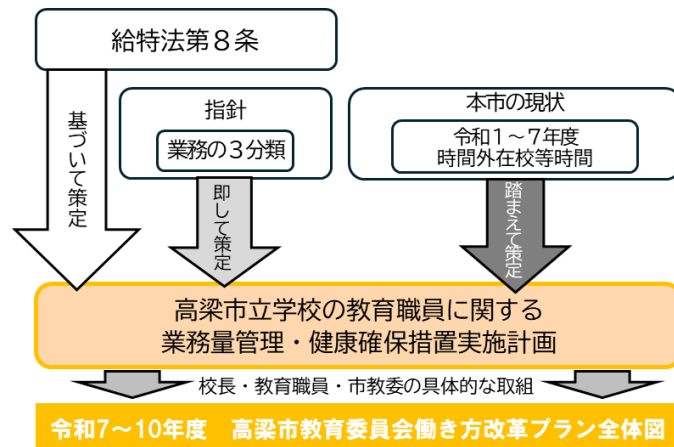
目 次

1. 計画の趣旨・現状・	1
2. 目標・	2
3. 計画の期間・	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップ・	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- ・教育職員が心身の健康を保ちながら、児童生徒の成長に寄り添い、専門性を活かした教育に専念できる環境を整えることは、学校教育の質を維持・向上させ、学校を「魅力的な学習・成長空間」にするとともに、「全ての子どもたちへのよりよい教育」の実現につながる。
- ・教育職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいとを両立しながら、真に必要な業務に専念できるようにするため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に即し、本市の現状を踏まえて本計画を策定する。



- ・本計画に掲げる措置は、市立小学校、市立中学校、市立義務教育学校及び市立高等学校の教育職員全てを対象とする。
- ・本計画における「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、養護助教諭をいう。
※教諭等は再任用者も含み、講師は常時勤務の者に限る。

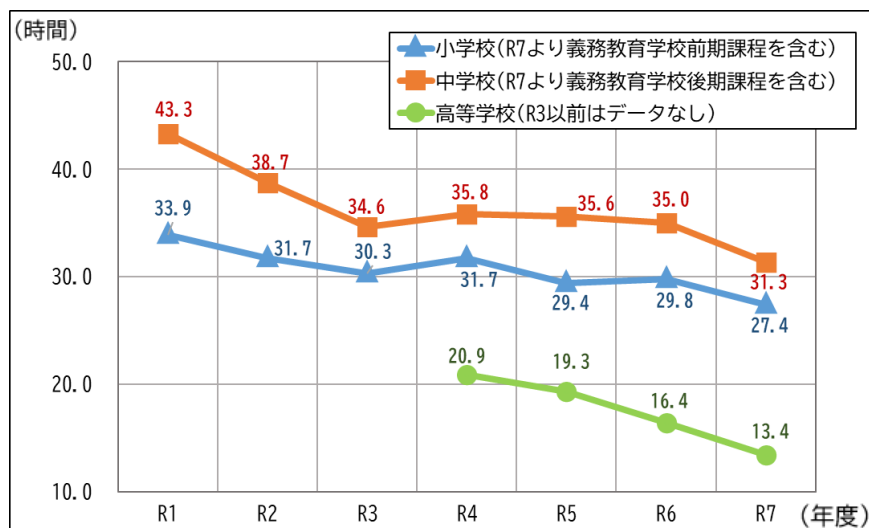
(2) 本市の現状

- ・本市では、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、令和2年3月に「高梁市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を、令和2年4月に「高梁市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及び、その時間の縮減に取り組んできた。
- ・こうした取組の結果、本市で導入している庶務管理システム(WaWaSchool)が

ら把握した、令和7年度における市立学校の教育職員の時間外在校等時間等は次のとおりであった。

区分	年平均	月 45 時間以内の 教育職員の割合	月 80 時間超の 教育職員の割合
小学校 義務前期	月 27.4 時間	59.5%	0%
中学校 義務後期	月 31.3 時間	61.6%	9.3%
高等学校	月 13.4 時間	100%	0%

- ・過去7年間に於いて、月当たりの時間外在校等時間の平均は確実に減少してきており、教育職員の意識改革及び校務DXをはじめとした、さまざまな取組が進んできた結果だと捉えられる。一方、年間を通して多忙になる月はどうしても存在し、45時間を超えてしまうことも多い。また、80時間を超える者は割合的には低い、ゼロにはなっていない。学校における働き方改革をより一層進める必要がある。



【時間外在校等時間の推移】※庶務管理システム(WaWaSchool)集計結果から

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教育職員の割合を100%にする。
- ・1年間(年度)における、月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きやすさ』を感じていますか」の

問いに、肯定的回答した教育職員の割合を 80%以上を維持する。

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じていますか」の問いに、肯定的回答した教育職員の割合を 80%以上を維持する。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※【 】は「令和 7～10 年度学校における働き方改革重点取組（岡山県教育委員会）」の柱となる項目との関連を示している。

（1）「学校と教師の業務の 3 分類」（以下「3 分類」という。）を踏まえて実施する取組

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等について **「3 分類」①関係**

各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を引き続き推奨し、体制整備を推進する。【外部】

- ・過剰な苦情等、学校では対応が困難な事案への対応について **「3 分類」⑤関係**

学校に対する過剰な苦情等を抑制し、対応に係る負担を軽減するため、県作成の啓発ポスターを積極的に活用する。また、市教委を通じた「顧問弁護士による法律相談」や「岡山型スクールロイヤー制度」の周知・利用を促進する。【業務】

電話対応時における長時間の拘束や過剰な苦情等を抑制するため、自動アナウンス機能の設定や通話録音装置の設置について、各校の実態に応じて検討する。【DX】

- ・時間外電話対応の制限について **「3 分類」①～⑤関係**

時間外の電話対応時間を校種ごとに設定し、市教委作成の「お知らせ」により保護者への理解を求める中で全市的な取組としているが、上限時間についての見直しを図る。【業務】

- ・調査・統計等への回答について **「3 分類」⑥関係**

市教委が学校に依頼する調査等の回答に係る負担を軽減するため、積極的にフォーム等のデジタル技術を利用する。【DX】

- ・ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理及び学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠について **「3 分類」⑧⑨⑩関係**

教師以外が積極的に参画すべき業務であることを念頭に、外部委託や校内での役割分担の見直し、ICT 支援員や校務員の積極活用等の方策を各校の実態に応じて検討する。【業務】

・部活動について 「3分類」⑬関係

部活動に携わる業務時間の短縮のため、休日の部活動を完全停止（地域展開）する。平日の部活動に関しても、適切な時期を見極めつつ完全停止し、地域展開を図る。【部活】

・授業準備及び学習評価や成績処理について 「3分類」⑮⑯関係

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務であることを念頭に、引き続き教師業務アシスタント等の積極活用・補助的活用を推進する。各校によって活用状況が異なるため、業務内容等の事例を発信し、横展開を図る。【業務】

校務を効率化するため、生成AI等の活用による効率化の好事例を発信し、横展開を図る。【DX】

・支援スタッフ等の配置 「3分類」⑥～⑨関係

教育職員が児童生徒への教育に専念できるようにするため、引き続き、学校の実態を踏まえながら支援スタッフ等の配置を行う。【外部】

(参考資料)

学校と教師の業務の3分類		
➢ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。 ➢ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。		
学校以外が担うべき業務 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	教師以外が積極的に参画すべき業務 6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が持つ場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の開設・施設 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、回数・範囲の合理化等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進 ※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務 14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関の日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進 まず取り組めること、取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。また、学校行事等の精選・重点化・省力化や清掃時間の頻度・時程の見直し等、常に教育課程の工夫ができないかという視点をもって編成を行う。【業務】
- ・働き方改革の目的を地域・保護者等と共有し、連携・協働しながら取組を進められるよう、学校運営協議会やPTA総会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱う。【意識】

- ・勤務時間を踏まえた業務等の見直しを進めるため、実態に応じて最終退校時刻の設定や定時退庁日の取組（月に1日以上）を推進する。【業務】
- ・校務DXを推進しつつも、学校規模や学校経営に応じた適切な業務改善方法を取り入れる。【意識・業務・DX】

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・ワーク・ライフ・バランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を促進する。
- ・過重労働による健康障害を防止するため、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員について、当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する。
- ・自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、市職員を対象としたストレスチェックを活用・実施する。実施率を100%にし、高ストレス者に対しては、産業医との面談を促す。
- ・夏季休業中の8月10日～16日（連続7日間）、冬季休業中の12月28日～1月3日（連続7日間）までについては、代表出勤者を置かず、完全閉庁とすることとする。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、本計画に定める目標の達成状況及び取組の実施状況を把握し、毎年度、市教育委員会会議で報告し、市のWebページで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、市で導入している庶務管理システム(WaWaSchool)で把握し、働きがい等に関する目標については、勤務実態調査で把握する。
- ・各学校の取組状況については、管理職面談等で把握するとともに、把握した取組状況等を踏まえ、必要に応じて学校への聞取り等を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職研修を充実させるなど、市教委からの支援を強化する。